

浜松市UD学習支援ガイド派遣要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市UD学習支援ガイド派遣要綱(以下「要綱」という。)第5条第3項に規定する派遣料の算定方法について必要な事項を定める。

(派遣料の算定方法)

第2条 要綱第5条第3項の規定によるUD学習支援ガイドの派遣料にかかる算定方法は、別表1のとおりとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

【別表1】

派遣内容	派遣一人当たりの基準額
アクト通りUD施設見学	総合担当 : 1回...4,000円 主担当・副担当 : 1回...3,500円
その他のUD関連事業	1回...3,500円